

令和3年第2回玄海町議会定例会9月会議会議録

| | | | | | | | | | |
|--|-----------------------------------|-------------------|-----------|--------------|---------------|---------------|-----------|--------------|--|
| 招 集 年 月 日 | 令和3年9月30日（木曜日） | | | | | | | | |
| 招 集 場 所 | 玄 海 町 議 会 議 場 | | | | | | | | |
| 開 閉 会 日 時 及 び 宣 告 | 開 会 | 令和3年9月30日午前9時00分 | | | 臨時議長 | 岩 下 孝 嗣 君 | | | |
| | 散 会 | 令和3年9月30日午前10時59分 | | | 議 長 | 上 田 利 治 君 | | | |
| 応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員 ○ 出 席 × 欠 席 × 不応招 出 席 9名 欠 席 0名 | 議席 番号 | 氏 名 | | 出 席 等 的 別 | 議席 番号 | 氏 名 | | 出 席 等 的 別 | |
| | 1 | 欠 番 | | | 2 | 松 本 栄 一 君 | | ○ | |
| | 3 | 前 川 和 民 君 | | ○ | 4 | 小 山 善 照 君 | | ○ | |
| | 5 | 山 口 寛 敏 君 | | ○ | 6 | 宮 崎 吉 輝 君 | | ○ | |
| | 7 | 井 上 正 旦 君 | | ○ | 8 | 池 田 道 夫 君 | | ○ | |
| | 9 | 岩 下 孝 嗣 君 | | ○ | 10 | 上 田 利 治 君 | | ○ | |
| | 会議録署名議員 | 9 番 | 岩 下 孝 嗣 君 | | | 8 番 | 池 田 道 夫 君 | | |
| 地方自治法第 121条第1項に より説明のため 出席した者の職 氏名 | 町 長 | 脇 山 伸太郎 君 | | | 副 町 長 | 西 立 也 君 | | | |
| | 教 育 長 | 中 島 安 行 君 | | | 総 務 課 長 | 平 川 一 男 君 | | | |
| 出席した者の職 氏名 | 防 災 安 全 課 長 | 加 納 晴 美 君 | | | 企 画 商 工 課 長 | 日 高 大 助 君 | | | |
| | 住 民 課 長 兼 会 計 管 理 者 | 脇 山 和 彦 君 | | | 健 康 福 祉 課 長 | 中 山 ふ み 君 | | | |
| | 農 林 水 産 課 長 | 山 口 善 正 君 | | | ま ち づ く り 課 長 | 中 村 大 造 君 | | | |
| | 生 活 環 境 課 長 | 鈴 木 博 之 君 | | | 教 育 課 長 | 中 山 昌 直 君 | | | |
| | 職 務 の た め に 議 場 に 出 席 し た 者 の 氏 名 | 事 務 局 長 | 熊 本 秀 樹 | | | 議 会 事 務 局 主 査 | 松 本 辰 範 | | |

令和3年第2回玄海町議会定例会9月会議議事日程（第1号）

令和3年9月30日 午前9時開会

日程1 仮議席の指定について

日程2 議長の選挙について

（追加）

日程1 会議録署名議員の指名について

日程2 会期の決定について

日程3 会議期間の決定について

日程4 副議長の選挙について

日程5 議席の指定について

日程6 常任委員会委員の選任について

日程7 議会運営委員会委員の選任について

日程8 予算特別委員会の設置について

日程9 決算特別委員会の設置について

日程10 原子力対策特別委員会の設置について

日程11 図書館建設特別委員会の設置について

日程12 佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

日程13 議案第50号 玄海町監査委員の選任について

午前9時 開会

○議会事務局長（熊本秀樹君）

おはようございます。議会事務局長の熊本でございます。本定例会は、一般選挙後、初め

ての議会でありますので、私から参集の御案内を申し上げた次第でございます。何とぞ御了承方お願いいたします。

それでは、開会前でございますが、仮議席について御説明申し上げたいと思います。

仮議席は臨時議長が指定することになっておりますが、これまでの慣例によりまして、議長席から見て中列の左端1席空けまして、今回、新しく議員になられた方で当選回数が少なく、かつ今日現在で満年齢が最も若い方から順次右の方向に1番から4番、中列、右端1席空けまして、後列の順に5番から10番と配置しておりますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。

また、仮議席は議長が選出されるまでの措置でございますので、正式に議長が選出されました後に議長が新たに指定することになりますので、その点、申し添えておきます。よろしくお願いいたします。

議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。年長の岩下孝嗣議員を御紹介いたします。岩下孝嗣議員、議長席をお願いいたします。

〔臨時議長着席〕

○臨時議長（岩下孝嗣君）

ただいま御紹介されました岩下孝嗣でございます。一般選挙後、初の議会でありますので、地方自治法第107条の規定により、私が臨時に議長の職務を行います。議長選挙までの限られた間ではありますが、議員各位の御協力によりまして無事職務を果たしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

執行部から挨拶をさせていただきたいとの申出がっておりますので、会議に入る前に挨拶をお願いします。脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

改めまして皆様おはようございます。本日は令和3年第2回玄海町議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様方には大変お忙しい中、御出席をいただきましてありがとうございます。議員の皆様方には先日の町議会議員選挙において見事当選の荣誉に浴され、誠にめでとうございます。ここに改めて心からお祝いを申し上げます。おめでとうございます。

これから4年間、町民皆様の代弁者として、玄海町の町勢発展のため御存分の御活躍を御祈念申し上げます。

そして、議決機関であります議会の皆様と執行機関であります私どもが玄海町の発展と町民皆様の福祉の増進という同じ目的達成のために、共に努力を重ね、玄海町に住んでよかった、玄海町に住みたいと皆さんに感じていただけるようなまちづくりを進めてまいりたいと思っております。どうか議員の皆様方のお力添えをいただきますようお願い申し上げまして、簡単でございますが、私の挨拶といたします。

○臨時議長（岩下孝嗣君）

ただいまの出席議員は9名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年第2回玄海町議会定例会9月会議を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付しております議事日程表によって御了承方お願いいたします。

日程1 仮議席の指定について

○臨時議長（岩下孝嗣君）

日程1. 仮議席の指定を行います。

仮議席の指定は、ただいま御着席の議席といたします。

日程2 議長の選挙について

○臨時議長（岩下孝嗣君）

日程2. これより議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（岩下孝嗣君）

ただいまの出席議員は9名であります。

次に、立会人を指名いたします。

お諮りいたします。玄海町議会会議規則第30条第2項の規定により、立会人に上田利治君、池田道夫君を指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（岩下孝嗣君）

御異議なしと認めます。よって、立会人に上田利治君、池田道夫君を指名いたします。

投票用紙を職員に配付させます。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（岩下孝嗣君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（岩下孝嗣君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（岩下孝嗣君）

異状なしと認めます。

これより投票を行います。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

職員に点呼させます。

〔投票〕

○臨時議長（岩下孝嗣君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（岩下孝嗣君）

投票漏れなしと認めます。よって、投票は終了いたします。

開票を行います。立会人の上田利治君、池田道夫君に開票の立会いをお願いいたします。

職員に開票させます。

〔開票〕

○臨時議長（岩下孝嗣君）

選挙の結果を報告いたします。

職員に報告させます。

○議会事務局長（熊本秀樹君）

選挙の結果を報告します。

投票総数 9 票、有効投票 6 票、無効投票 3 票です。

有効投票のうち、

上田利治議員 6 票

以上でございます。

○臨時議長（岩下孝嗣君）

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 2 票であります。よって、上田利治君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（岩下孝嗣君）

ただいま議長に当選されました上田利治君が議場におられますので、本席から玄海町議会会議規則第 31 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

ここで当選人上田利治君に承諾の弁をお願いいたします。上田利治君。

○議長（上田利治君）

議長就任に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

このたび、不肖私、皆様方の御支援によりまして、玄海町議会議長の大役を賜り、心から感謝いたしております。

本町議会は、歴代先輩議員の方々の長年の努力の積み重ねによりまして、素晴らしい伝統を築き上げてこられました。その玄海町議会の議長に再び就任できましたことは、この上もない感激と同時に、責任の重大さに身が引き締まる思いでございます。

3 期目となる町議会議長の職を務めるに当たり、初心を忘れずに、これまでの経験を生かし、玄海町のさらなる発展に向け、全力で取り組む決意を新たにしております。

玄海町においても、少子高齢化や人口減少が急速に進むと予測され、新たな課題も見えてまいります。今後、議会の果たす役割はますます増大していくものと感じております。こうした中、玄海町議会では令和 2 年 6 月に玄海町議会基本条例を制定し、同時に通年議会制度の導入、そして、本年 6 月には議会議員政治倫理条例を制定いたしました。今後も議会の公正性、透明性を確保し、町民の皆様への負託に応えられる信頼性のある議会運営、議会改革に取り組み、二元代表制の一翼を担う議会としての役割を果たすべく、町長と協力しながら玄海町独自のまちづくりと町民福祉の向上のため、全身全霊をもって町政に寄与する覚悟で

ございます。

また、原子力発電所の立地自治体の議会であることを十分に認識し、地域環境、エネルギー政策についても国や県に意見を述べる議会となるよう、不断の努力を重ねてまいり所存であります。

最後になりますが、議員の皆様におかれましては、今後より一層の御支援と御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

また、脇山町長をはじめ、町執行部の皆様には、多様化する住民のニーズに応えるよう、執行機関と議会が一体となって本町の発展と住民福祉の向上を目指し、職責を全うする覚悟でございます。重ねて皆様方の御支援、御協力をお願い申し上げます。就任の挨拶といたします。どうかよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○臨時議長（岩下孝嗣君）

以上をもって臨時議長の職務は全部終了いたしました。皆様の御協力に対し、心からお礼を申し上げます。

これにて臨時議長の職務を辞させていただきます。

暫時休憩いたします。

午前 9 時 24 分 休憩

午前 9 時 35 分 再開

○議長（上田利治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付しております議事日程表によって御了承方お願いいたします。

日程 1 会議録署名議員の指名について

○議長（上田利治君）

日程 1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第108条の規定により、議長において岩下孝嗣君、池田道夫君を指名いたします。

日程 2 会期の決定について

○議長（上田利治君）

日程 2. 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日 9 月 30 日から 12 月 28 日までの 90 日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日 9 月 30 日から 12 月 28 日までの 90 日間とすることに決定いたしました。

日程 3 会議期間の決定について

○議長（上田利治君）

日程 3. 会議期間の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会 9 月会議の会議期間は、本日 9 月 30 日の 1 日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

御異議なしと認めます。よって、本定例会 9 月会議の会議期間は本日 9 月 30 日の 1 日間とすることに決定いたしました。

日程 4 副議長の選挙について

○議長（上田利治君）

日程 4. これより副議長選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（上田利治君）

ただいまの出席議員は 9 名であります。

次に、立会人を指名いたします。

お諮りいたします。玄海町議会会議規則第 30 条第 2 項の規定により、立会人に池田道夫君、井上正旦君を指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

御異議なしと認めます。よって、立会人に池田道夫君、井上正旦君を指名いたします。

投票用紙を職員に配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（上田利治君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（上田利治君）

異状なしと認めます。

これより投票を行います。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じ、順次投票をお願いいたします。

職員に点呼させます。

〔投票〕

○議長（上田利治君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

投票漏れなしと認めます。よって、投票は終了いたしました。

開票を行います。立会人の池田道夫君、井上正旦君に開票の立会いをお願いいたします。

職員に開票させます。

〔開票〕

○議長（上田利治君）

選挙の結果を報告いたします。

職員に報告させます。

○議会事務局長（熊本秀樹君）

選挙の結果を報告します。

投票総数 9 票、有効投票 8 票、無効投票 1 票です。

有効投票のうち、

池田道夫議員 8 票

以上でございます。

○議長（上田利治君）

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 2 票であります。よって、池田道夫君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（上田利治君）

ただいま副議長に当選されました池田道夫君が議場におられますので、本席から玄海町議会会議規則第 31 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

ここで当選人池田道夫君に承諾の弁をお願いいたします。池田道夫君。

○副議長（池田道夫君）

一言御挨拶を申し上げます。

このたび、議員の皆様のお推挙により副議長の要職に就任させていただきました池田道夫でございます。心から厚くお礼申し上げます。

私は今、身に余る光栄と存じますとともに、その責任の重大さを痛感いたしておる次第でございます。これから皆様方のお力添えをいただきながら、円滑な議会運営、そして、さらなる活性化のために、議長を支え、全身全霊をもってその務めを全ういたす所存でございます。

地方自治体を取り巻く状況は、国の地方創生等により大きく変化しております。地方分権の進展に伴い、議会の役割、責務が拡大し、今まで以上に責任ある議会活動が求められています。議会は行政に対する監視機能をしっかりと果たすことはもちろんのこと、多様な町民の意見を聞き、それを地域の課題として捉え、町民全体の福祉の向上と町勢発展に向け、取り組んでいかなければなりません。町民の望む方向性を的確に把握し、諸問題の解決に向けて鋭意努力してまいりたいと思っております。

今後とも皆様の温かい御支援、御指導をお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、副議長就任の御挨拶といたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（上田利治君）

暫時休憩いたします。

午前 9 時 53 分 休憩

午前 10 時 40 分 再開

○議長（上田利治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

本定例会 9 月会議に執行部から議案が送付されておりますので、職員に報告させます。

○議会事務局長（熊本秀樹君）

〔朗読省略〕

日程 5 議席の指定について

○議長（上田利治君）

日程 5. 議席の指定を行います。

議席は、玄海町議会会議規則第 3 条第 1 項の規定により、議長において指定をいたします。

議席については職員に朗読させます。

○議会事務局長（熊本秀樹君）

議席を報告いたします。

2 番 松 本 栄 一 議員 3 番 前 川 和 民 議員

4 番 小 山 善 照 議員 5 番 山 口 寛 敏 議員

6 番 宮 崎 吉 輝 議員 7 番 井 上 正 旦 議員

8 番 池 田 道 夫 議員 9 番 岩 下 孝 嗣 議員

10 番 上 田 利 治 議員

以上でございます。

○議長（上田利治君）

ただいま職員が朗読いたしましたとおり、それぞれ議席を指定いたしました。

暫時休憩します。

午前 10 時 41 分 休憩

午前 10 時 42 分 再開

○議長（上田利治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程6 常任委員会委員の選任について

○議長（上田利治君）

日程6. 常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。常任委員の選任については、玄海町議会委員会条例第5条第4項の規定により、議長において指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

御異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。

総務文教常任委員に上田利治、井上正旦君、宮崎吉輝君、山口寛敏君、前川和民君の5名、産業厚生常任委員に岩下孝嗣君、池田道夫君、小山善照君、松本栄一君の4名をそれぞれ指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました以上の諸君をそれぞれ常任委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩します。

午前10時43分 休憩

午前10時43分 再開

○議長（上田利治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで報告いたします。

各常任委員会におきまして委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告がございましたので、報告いたします。

総務文教常任委員会委員長に宮崎吉輝君、副委員長に山口寛敏君、産業厚生常任委員会委員長に小山善照君、副委員長に松本栄一君が互選されました。

以上、報告いたします。

日程7 議会運営委員会委員の選任について

○議長（上田利治君）

日程7. 議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員の選任については、玄海町議会委員会条例第5条第4項の規定により、議長において指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

御異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。

議会運営委員会委員の定数は、委員会条例第3条第2項の規定により、4人となっておりますので、委員に宮崎吉輝君、小山善照君、井上正旦君、池田道夫君を指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました4名の諸君を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

お諮りいたします。議会運営委員会は会期の調査の件など議会の運営に関する調査をする必要がありますので、任期期間中継続して調査をすることにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

御異議なしと認めます。よって、議会運営委員会は任期期間中継続して調査をすることに決定いたしました。

暫時休憩します。

午前10時45分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（上田利治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで御報告いたします。

休憩中に開催されました議会運営委員会におきまして委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告がございましたので、報告いたします。

議会運営委員会委員長に宮崎吉輝君、副委員長に小山善照君が互選されました。

以上でございます。

日程8 予算特別委員会の設置について

○議長（上田利治君）

日程8. 予算特別委員会の設置についてを議題といたします。

本件につきましては、従来から予算等の議案審議については、予算特別委員会を設置し、その委員会に付託の上、審議していたわけでございます。

お諮りいたします。この際、玄海町議会委員会条例第4条の規定により、全議員を委員とし構成する予算特別委員会を設置し、今後、予算等の審議については、任期期間中、本委員会に付託の上、審議することにしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

御異議なしと認めます。よって、予算特別委員会は設置することに決定いたしました。

お諮りいたします。予算特別委員会の委員の選任については、玄海町議会委員会条例第5条第4項の規定により、2番松本栄一君、3番前川和民君、4番小山善照君、5番山口寛敏君、6番宮崎吉輝君、7番井上正旦君、8番池田道夫君、9番岩下孝嗣君、10番上田利治、以上9名を指名したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました9名の諸君を予算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩します。

午前10時47分 休憩

午前10時47分 再開

○議長（上田利治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで御報告いたします。

休憩中に開催されました予算特別委員会におきまして委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告がございましたので、報告いたします。

予算特別委員会委員長に井上正旦君、副委員長に前川和民君が互選されました。

以上でございます。

日程9 決算特別委員会の設置について

○議長（上田利治君）

次に、日程9. 決算特別委員会の設置についてを議題といたします。

本件につきましては、従来から決算の審議については、決算特別委員会を設置し、その委員会に付託の上、審議をしていたわけでございます。

お諮りいたします。この際、玄海町議会委員会条例第4条の規定により、全議員を委員とし構成する決算特別委員会を設置し、今後、決算の議案については、任期期間中、本委員会に付託の上、審議することにいたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

御異議なしと認めます。よって、決算特別委員会は設置することに決定いたしました。

お諮りいたします。決算特別委員会の委員の選任については、玄海町議会委員会条例第5条第4項の規定により、2番松本栄一君、3番前川和民君、4番小山善照君、5番山口寛敏君、6番宮崎吉輝君、7番井上正旦君、8番池田道夫君、9番岩下孝嗣君、10番上田利治、以上9名を指名したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました9名の諸君を決算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩します。

午前10時49分 休憩

午前10時49分 再開

○議長（上田利治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで御報告いたします。

休憩中に開催されました決算特別委員会におきまして委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告がございましたので、報告いたします。

決算特別委員会委員長に山口寛敏君、副委員長に松本栄一君が互選されました。

以上でございます。

日程10 原子力対策特別委員会の設置について

○議長（上田利治君）

次に、日程10. 原子力対策特別委員会の設置についてを議題といたします。

本件につきましては、これまでも原子力対策特別委員会を設置いたしまして、原子力発電に関する諸問題等について調査、研究をしてきたところでございます。

お諮りいたします。原子力発電所の安全性の確保を第一義とし、また、原子力発電に関する諸問題について調査、研究及び関係機関への意見、要望等を行うため、この際、玄海町議会委員会条例第4条の規定により、全議員を委員として構成する原子力対策特別委員会を設置し、任期期間中、継続して審議することにしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

御異議なしと認めます。よって、原子力対策特別委員会を設置し、任期期間中、審議することに決定いたしました。

お諮りいたします。原子力対策特別委員会の委員の選任については、玄海町議会委員会条例第5条第4項の規定により、2番松本栄一君、3番前川和民君、4番小山善照君、5番山口寛敏君、6番宮崎吉輝君、7番井上正旦君、8番池田道夫君、9番岩下孝嗣君、10番上田利治、以上9名を指名したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました9名の諸君を原子力対策特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩します。

午前10時52分 休憩

午前10時52分 再開

○議長（上田利治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで御報告いたします。

休憩中に開催されました原子力対策特別委員会におきまして委員長及び副委員長の互選が

行われ、その結果の報告がございましたので、報告いたします。

原子力対策特別委員会委員長に岩下孝嗣君、副委員長に山口寛敏君が互選されました。

以上でございます。

日程11 図書館建設特別委員会の設置について

○議長（上田利治君）

次に、日程11. 図書館建設特別委員会の設置についてを議題といたします。

本件につきましては、これまでも図書館建設特別委員会を設置いたしまして、図書館建設に関する諸問題等について調査、研究をしてきたところでございます。

お諮りいたします。教育の充実政策の一環として、図書館施設の完成まで建設や運用に関する諸問題について調査、研究等を行うため、この際、玄海町議会委員会条例第4条の規定により、全議員を委員として構成する図書館建設特別委員会を設置し、任期期間中、継続して審議することにしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

御異議なしと認めます。よって、図書館建設特別委員会を設置し、任期期間中、審議することに決定いたしました。

お諮りいたします。図書館建設特別委員会の委員の選任については、玄海町議会委員会条例第5条第4項の規定により、2番松本栄一君、3番前川和民君、4番小山善照君、5番山口寛敏君、6番宮崎吉輝君、7番井上正旦君、8番池田道夫君、9番岩下孝嗣君、10番上田利治、以上、9名を指名したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました9名の諸君を図書館建設特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩します。

午前10時54分 休憩

午前10時54分 再開

○議長（上田利治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで御報告いたします。

休憩中に開催されました図書館建設特別委員会におきまして委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告がございましたので、報告いたします。

図書館建設特別委員会委員長に宮崎吉輝君、副委員長に井上正旦君が互選されました。

以上でございます。

日程12 佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（上田利治君）

次に、日程12. 佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することといたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員に池田道夫君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました池田道夫君を佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました池田道夫君が佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

日程13 議案第50号 玄海町監査委員の選任について

○議長（上田利治君）

次に、日程13. 議案第50号 玄海町監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

議案第50号 玄海町監査委員の選任について提案理由の御説明を申し上げます。

次の者を玄海町監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所は玄海町大字仮屋565番地2、氏名は岩下孝嗣氏でございます。昭和24年12月21日生まれでございます。

提案理由としましては、議会選出監査委員の友田国弘氏の任期が本年9月29日に満了したため、後任者を選任することについて提案しているものでございます。

以上、簡単でございますが、どうか御審議の上、御同意のほどよろしくお願いいたします。

○議長（上田利治君）

本件の岩下孝嗣議員は、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので、岩下孝嗣君の退席を求めます。

（午前10時58分 9番岩下孝嗣君 退席）

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は人事案件ですので、討論を省略して採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

御異議なしと認めます。よって、討論を省略して直ちに採決いたします。

議案第50号 玄海町監査委員の選任については、原案のとおり同意することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

岩下孝嗣君の復席を求めます。

(午前10時59分 9番岩下孝嗣君 復席)

○議長（上田利治君）

以上をもって本定例会9月会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。よって、令和3年第2回玄海町議会定例会9月会議はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時59分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

玄海町議会臨時議長

玄海町議会議長

玄海町議会議員

玄海町議会議員